

令和2年4月21日

各小・中学校保護者 様

東松山市教育委員会教育長

緊急事態宣言解除後の学校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした対応に、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、5月6日（水）までを臨時休業としています。今後、緊急事態宣言が解除され、学校を再開することになる場合は、市内小・中学校の教育活動を下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 学校再開について

- (1) 緊急事態宣言が解除された日の翌々日に学校を再開します。
- (2) 通常通りの登校とします（小学生は通学班で登校します）。
- (3) 緊急事態宣言が延長された場合は、臨時休業を延長します。その際は速やかに市と各学校のホームページ、及びいんふおメールによりお知らせします。

2 始業式・入学式について

- (1) 再開日当日に始業式・入学式を実施します。
※仮に5月6日（水）に緊急事態宣言が解除された場合は、翌々日の5月8日（金）から学校を再開し、再開日当日の5月8日（金）に始業式・入学式を実施することになります。
- (2) 詳細は、各学校のいんふおメール、及びホームページによりお知らせします。

3 その他

- (1) 臨時休業終了後も、最も感染拡大のリスクを高める環境《3つの密》（①換気の悪い密閉空間 ②人の密集 ③近距離での会話や発声）を徹底的に回避する必要があります。そのため、例年行われている教育活動を変更して行う場合があります。
- (2) 学校では、咳エチケットや手洗い等の指導を徹底します。ご家庭でも、引き続き同様の指導をお願いします。
- (3) 本内容は、令和2年4月21日時点での情報をもとに作成しています。状況に応じて、今後変更になる場合があります。